

副 議 長 追加日程第2「議案第31号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第31号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び国民健康保険税の軽減措置に係る所得判定基準について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う町国民健康保険税条例の改正となります。改正内容は、保険税の課税限度額及び保険税の軽減措置に係る所得判定基準の2点について、金額の変更をするものでございます。

議案を2枚おめくりいただき、参考資料で説明させていただきます。右側の現行欄、第2条第3項中、下線部2か所の「22万円」を左側の改正案では「24万円」に改め、第20条第1項中、2か所の「22万円」を「24万円」に改めます。次の2ページをお開き願います。同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改めるものでございます。

2枚目の改正文へお戻り願います。下段の附則でございます。第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 9 番 井 上 今、その条項の説明はあったんですけども、なぜこのように金額を引き上げるのかの説明がありませんでしたので、それぞれのですね、税額の引き上げについての説明をお願いをしたいと思います。
- 町 民 課 長 上位法となります国民健康保険法施行令のほうで、財源を確保するために課税限度額のほうは引き上げることなんですけども、所得の低い方のためには所得判定に用いる基準のほうも引き上げて、より対象を広くしようという形で改正されております。
- 9 番 井 上 そういう制度的な部分は分かるんですけどもね、財源とするわけですよ、国民健康保険のほうのですね。ただ、それがどのように財源的に必要な形になったのか。一番限度額がですね、1万円前後ですかね、1万円か2万円ぐらいという形の中で、引き上げそれぞれられてますよね。そこの部分の説明を再度お願いいたします。
- 町 民 課 長 国民健康保険税のうち、介護分に当たる部分が今回値上げになっているんですけども、介護のほうはやっぱり高齢者が多いので、より財源が必要ということで、そこの部分だけはやっぱり値上げしたいという形です。
- 9 番 井 上 介護保険のほうの…介護保険、後期高齢者。再度お願いします。
- 町 民 課 長 すみません、失礼いたしました。介護保険の部分じゃなくて後期高齢者…被保険者が増えております後期高齢者分の部分になります。
- 9 番 井 上 部分は分かるんですけども、例えばこれ、後期高齢者のほうのですね、部分といたしましては、神奈川県の中で後期高齢者の全体としての会計をやりますよね。その中でやはり拠出金として、国保分のほうの負担分がこういうふうな形で決まっていたため、ここでの条例改正をするという意味なのか。松田町の国保会計自体とか、あとの財源の逼迫によってですね、上げるのか。その辺の説明を再度お願いします。
- 町 民 課 長 松田町ということではなく、全国的にこういう形で取り決められてございます。
- 9 番 井 上 終わります。

副 議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。追加日程第2、議案第31号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。